

越佐 歴史漫筆 ～ 往ったり来たり ～

3

一月遅れ

新潟市歴史博物館(みなとぴあ) 館長 伊東 祐之



PROFILE

伊東 祐之 (いとう すけゆき)

1952年長野県の生まれ。新潟市で育ち、新潟大学人文学部・東北大学大学院で日本史を学び、『新潟県史』『山古志村史』など自治体史の編さんに参加する。江戸時代から近代の新潟地域の民衆社会を主に研究する。1987年から新潟市に勤務し、新潟市史の編集にたずさわる。2001年から新潟市歴史博物館みなとぴあの開設準備に加わり、2004年3月の開館後も新潟市歴史博物館に勤務する。2018年から館長を務める。

■ 旧暦

4・5月号の越佐歴史漫筆①で、新政府による新潟港開港日の明治元年11月19日は、西暦で1869年1月1日だと書いた。明治5年まで日本では旧暦が用いられ、現在、私たちが用いている西暦とは異なっていた。旧暦とはどのような暦なのか。大雑把に言えば、旧暦は太陰暦で、月の満ち欠けに基づき新月から新月までを1か月とする。したがって、月の形をみれば日付けがわかる。1日はいつも新月で、15日はいつも満月である。月齢の一回りは、厳密には29日半ほどなので、1か月が30日の月と29日の月があった。30日の月を大の月、29日の月を小の月といった。私たちが使用している西暦とは異なり、何月が大小にあたるかはその年によって違った。

季節や自然は太陽のめぐりで変わっていく。月の12か月は太陽の1年より11日ほど少ない。放っておくと、3年で一月ほどずれていく。そこで旧暦では3年に1回、1年を13か月にした。いずれかの月のあとに閏月を設けて、太陽暦とのずれを修正していた。たとえば戊辰戦争のあった慶応4年は、4月の後に閏4月があった。3月末に江戸から帰藩した河井継之助は5月2日に慈眼寺会談をするが、その間は1か月余ではなく、2か月余あったことになる。因みに慶応4年は旧暦9月8日に明治と改元されて明治元年となる。この時に一世一元の詔が出た。

それ以前は天皇の交替と関係なく改元されている。なので日本の歴史で一世一元は大正・昭和・平成のみである。

こうした暦を編む実務は、江戸時代前期以降は幕府天文方が行い、暦を作成販売する業者(弘暦者)が暦を販売していた。

しかし、修正しても旧暦はどうしても農作業などに支障があったので、実は農民は太陽の運行に基づく暦も併用していた。それが中国で考案された



図1 「文政五壬午暦」 発行者の所在地から通称「伊勢暦」と呼ばれた。

二十四節気である。夏至・冬至や春分・秋分、立春・大寒・啓蟄など、今も天気予報でよく聞くのがそれで、太陽暦の1年を24に区分して節目とした。西暦で暮らしている私たちは、節分は毎年2月3日(今年のように2日だと戸惑う)にやってくるが、旧暦で暮らしていると節分の日付けは毎年違っていったことになる。さらに日本では季節に合うように八十八夜や二百十日のように春分からの日数によって設けられた節もあった。こうした節は暦にも記載された。

■ 太陽暦へ

明治新政府は、旧暦明治5年12月3日を新暦明治6年の1月1日にした。旧暦だと明治6年は閏月があり年13か月だが、新暦なら12か月である。そこで財政難の政府は旧暦を新暦に改めて1か月分の役人の月給を支出しなくていいようにしたという大隈重信の話が伝わっている。ともかく、この改暦の太政官布告は11月9日付けで、実施まで1か月ない。これが地方の隅々に伝わるにはさらに時間がかかる。下田郷の北五百川村(現三条市)の藤田禎蔵の日記には11月21日に新潟から達しがあったと記されている。



図2 「改暦弁」福沢諭吉 本書は福沢が、政府の説明不足を補うため、太陽暦が合理的で優れていることを啓発するため出版した。

あわただしい改暦だった。蓮瀉新田(現聖籠町)の大地主二宮孝順は日記に「わずかの事にて、米つき、餅つき、菘織り、歳暮と間に合い申さずそうらえども、お達しにより相勤め申しそうろう。煤はきもいたさざる事なり」(文字や仮名遣いを改めた)と、記している。改暦を知ってから期間が短く、餅つきや歳暮配り、煤払いなど正月を迎えるための準備ができなかったのである。また、当時は取引の勘定も盆暮れ払いが多かったから、突然、旧暦の歳の暮れがなくなったので、仕切や勘定も大混乱したという。

この布告で時刻も改められた。江戸時代には昼と夜をそれぞれ四つから九つに6区分して昼の八つ時(やつどき)など言っていた。ちなみにこれが「おやつ」の語源。昼夜の長さは季節によって変わるので、1時(とき)の長さは昼と夜でも違うし、季節によっても変わる。改暦にあたり、これを今、私たちが用いている午前〇時〇分という時刻に変えた。江戸時代には集合時間もおおまかで、「暮六つごろお出てください」程度であったのが、これ以後「6時15分集合」などと分刻みの時刻が設定されるようになり、私たちは何分かの遅刻で責められることになる。

■ 休業日の強制

この改暦よりも前から、暦に関わって政府が力を入れていたのが休業日の統一・制限だった。明治5年10月に新潟県は休業日を制定する布達を出していた。

是まで民間においていわれなく私に休日を立て、互いに誘引遊蕩の所業を相働きそうろう儀は、ひっきょう職業をおこたり風俗を乱るの基につきかたく相禁じ、さらに民間休業日相定

めそうろう、向後定日のほか会集・誘引すべて
相ならずそうろう事

勝手に休んで仕事を怠け、遊びほうけて、風俗を乱すといけないから、県が民間休業日を決めると述べている。そして23日の休業日を指定しているが、その日は、正月三が日、七節（1月7日、1月15日、3月3日、5月5日、7月7日、7月15日、9月9日）、祈年祭（2月4日）、神武天皇祭日（2月11日）、大祓（6月晦日）、盆会（7月16日）、新嘗祭（9月17日）、天長節（9月22日）、春秋の県社祭、春秋の郷社祭、春秋の村社祭、大祓（12月晦日）の23日だった。つまり節句などの旧来の仕来りと天皇家の祭祀、神社の祭祀に基づく日を休業日にした。

ところが改暦後の6年3月に、政府の方針を受けて新潟県はこの休業日を変更し、旧来の仕来りに基づく七節や盆会などの休みを取り消した。さらに6年6月には大祓も除いた。また、6年には盆踊りをはじめ、新潟の湊祭り、浦佐毘沙門天の裸祭りのような由緒ある寺社の祭り、賽の神や虫送り、雨ごいなどの習俗も禁止した。みだらな祭りや仕来りなどせず、国の休み以外には休まず、しっかり働けというものだった。

■ 新暦への反発

今までずっと旧暦にあわせて働き、休み、楽しみ、祈ってきた人々にとって、新暦は簡単に受け入れることのできるものではなかった。さきほどの藤田禎蔵は明治5年の日記の最後に明治6年1月28日の記事を置き「旧暦の晦日にて、小前は歳越しの祝いす。寺参りなど明日いたす。内証勘定差し引きなどは皆々とり遣わす」と村の人々が旧暦通りに年越し

をしていると記している。

以後も新潟県は毎年、具体的な違反を例示して、暦や休日を守るように命じている。「旧暦の節日を祝し、または休業をなし、依然旧例を改めざる者これあり」（6年7月）「鎮守祭礼あるいは盆会などに託し、まま旧時のごとく休業」（8年8月）「今もって旧暦に拘泥し、なかには五節句、盆会、年取、正月など相唱え、あるいは郊野へ出、みだりに大火を焚き、貝を吹き立てそうろう村方もこれあり」（8年12月）「旧暦を慕い太陽暦の称呼を相用いざる者もこれあり」「旧暦節日などをもって密かに休業そうろう者もこれあり」（9年12月）。

さらに農業にも支障がでていた。植物を相手にする農業は太陽暦の方が合理的なように思うが、長年の旧暦で農作業をしてきた人々は、いつ種を蒔いたらよいか、いつ収穫したらいいのか戸惑うのだった。さらに、今よりも稲作のスケジュールは遅く、機械化されていなかったので、稲を刈り取って干して脱穀して俵詰めをする脱穀調整の作業が新暦の正月ではまだ終わらなかった。年雇用の使用人は年の暮れになると契約を終えて実家へ帰ってしまう。新暦の正月はしていられなかった。

■ 中暦

旧暦で作業をするにも旧暦を記した暦は販売されていなかった。そこで人々は、新暦を1か月遅らせて使うようになった。「新潟小原醒醉」なる者が新聞に投書している。

新暦の正月は行わず、使用人も雇用を続けて「一月下旬に帰家せしめ、農家はようやく正月きたれりと歡び、二月一日に歳旦式を整え、僕婢もまたおのれの家に戻り正月をなすをよろこびし

が例となりし」「当国の農家は二月一日をもって歳旦式を執行する者すくなからず、故に他国にては二月一日を越後元日と唱え嘲り笑うよし」（「新潟新聞」明治11年1月10日）

この一月遅れの暦を旧暦と新暦の間ということで中暦と呼んだ。小原は越後だけのことのようにいうが、他の地域でも一月遅れは用いられていた。

新潟県ではついこの間まで一月遅れの行事が行われていた。2月1日を旧正月と呼んでいた。中野小屋村（現新潟市西区）は昭和33（1958）年に旧正月の廃止を検討した。なかには「新潟市等の新正月に老人が孫や子どものところへ正月遊びに行く楽しみがなくなる」と、2度正月を楽しみたいという意見もあったが、不経済だとか教育上良くないとかの意見があって、翌年から旧正月を廃止して、役場も2月1日に休むのをやめた。また新潟市に合併した両川支所（現新潟市江南区）でも他の支所と歩調を合わせて新正月での休日に変更した。平成2（1990）年の竜光（現魚沼市）の婦人会の行事調査によれば、4月3日は節句でひし餅を食べ、6月5日は端午の節句で菖蒲湯に入っていた。

新潟市付近の農村でも昭和30年代まで一月遅れでひな祭りや端午の節句をしていた。6月の田植え時には村々でこいのぼりが泳いでいた。しかし、昭和40年代になると田植えや稲刈りの時期も早くなり、機械化が進み、町で働く人も増え、テレビから東京の情報が日本の標準として村へ流れ込んでくるなかで、次第に一月遅れは消えていった。

しかし、実はまだ一月遅れで行われている行事がある。それも日本のほとんどで。盆である。盆は旧暦の7月15日前後の行事であった。今、東京以外の地域では、ほぼ盆は8月15日前後に行われ、東京の企業も盆休みを設け、多くの人々が郷里へ帰っ

轍が立つ、團子粽が出来る、菖蒲湯に入つた端午の昨日は朝来厭な空合であつたが、午後ハラ／＼と降り出して来たから、樂隊付で勢ひよく繰り出した鍛冶職諸君の運動會は氣の毒であつた、今日は更に日照丈に

◎節句の賑ひ

…今日の市中…

図3 「新潟公友」明治42年6月6日記事「節句の賑わい」（部分）6月5日の端午の節句を新潟町の人々が楽しんでいる様子が記されている。

ている。なぜ盆だけ一月遅れが残ったのだろうか。子どもの夏休みと合わせるためだろうか、勉強不足で不明である。

（参考文献：岡田芳朗『日本の暦』・『新潟県史』・『新潟市史』・『堀之内町史』・「市史よもやま話（63）」（「市報にいがた」1295号所収）